

# 株主各位

大阪府吹田市江坂町一丁目 23 番 28-701 号

(本部 名古屋市中区栄五丁目 27 番 12 号)

## 日邦産業株式会社

代表取締役  
社長 大塚 眞 治

### 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年6月27日午後6時までにお到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 平成19年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄五丁目27番12号 富士火災名古屋ビル8階第1会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。)

#### 3. 会議の目的事項

##### 報告事項

1. 第56期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)事業報告および計算書類報告の件
2. 第56期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

##### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 会計監査人1名選任の件
- 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針承認の件

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nip.co.jp/ir/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

**事 業 報 告**

(自 平成18年4月 1日)  
(至 平成19年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

**全般的概況**

当事業年度における我が国経済は、企業収益が順調に推移し、設備投資の増加、雇用の拡大、個人消費の増加等、堅調な内需拡大を背景に、景気は緩やかな上昇基調で推移いたしました。

このような経済環境にありまして、当社におきましては事業の選択と集中を図り、半導体関連市場並びに自動車関連市場への浸透を深め、収益性と安全性の確保並びに業績の向上に全力を傾注してまいりました。

その結果、当事業年度の業績は売上高306億23百万円(前期比3.3%増)、経常利益8億24百万円(前期比0.8%増)、当期純利益6億99百万円(前期比38.0%減)となりました。

**部門別概況**

部門別の売上概況は、次のとおりであります。

**産業資材関連事業部門**

I T (情報関連) 機器用のプリント配線板素材、自動車関連向けの金属加工部品、住宅関連向けのシステムユニット等の需要が好調に推移し、前期実績を上回ることとなりました。

この結果、当部門の売上高は232億84百万円(前期比8.8%増)となりました。

## プラスチック成形品関連事業部門

現在戦略的に特化している特殊技術成形品を中心とした自動車関連の部品及びOA機器関連部品が前年並みに推移いたしました。前期実績を若干下回ることとなりました。

この結果、当部門の売上高は56億52百万円(前期比2.1%減)となりました。

## その他事業部門

RFID関連商品において前年度主要顧客であったアパレル関連市場からの需要が減少したことにより、前期実績を大きく下回ることとなりました。

この結果、当部門の売上高は16億86百万円(前期比32.4%減)となりました。

## <部門別売上高>

事業区分	売上高	構成比	前期比
産業資材関連事業部門	23,284百万円	76.0%	+8.8%
プラスチック成形品関連事業部門	5,652百万円	18.5%	△2.1%
その他事業部門	1,686百万円	5.5%	△32.4%
合計	30,623百万円	100.0%	+3.3%

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は5億3百万円です。その内訳は、有形固定資産4億64百万円、無形固定資産39百万円であり、主なものは顧客ニーズへの対応を目的に生産設備の増強としてプラスチック射出成形機・付帯設備、金型に対し3億89百万円の投資を行いました。

また、重要な設備の売却として、愛知県稲沢市へ精密プラスチック成形品製造工場の建設・移管に伴い、一宮工場(愛知県一宮市)を売却いたしました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益の改善に伴う設備投資の増加や、所得増加に伴う個人消費の緩やかな増加による雇用拡大が見られるなど景気回復が期待されますが、原油高や米国経済の減速などの懸念材料もあり、景気の先行きは楽観を許さない状況のもと推移すると思われま

す。このような環境下におきまして、人材の育成ならびに戦略的に攻める業界への選択と集中を更に実施し、財務体質の強化ならびに収益力の向上に努める所存であります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 53 期 (平成 15 年度)	第 54 期 (平成 16 年度)	第 55 期 (平成 17 年度)	第 56 期 (平成 18 年度)
売 上 高	24,908 百万円	27,381 百万円	29,659 百万円	30,623 百万円
経 常 利 益	623 百万円	756 百万円	818 百万円	824 百万円
当 期 純 利 益	528 百万円	778 百万円	1,128 百万円	699 百万円
1 株当たり当期純利益	74 円25銭	109 円29銭	150 円97銭	84 円67銭
総 資 産	15,069 百万円	15,526 百万円	17,819 百万円	17,653 百万円
純 資 産	4,875 百万円	5,515 百万円	7,743 百万円	8,225 百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 純資産額の算定にあたり、第56期事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
NHメカトロニクス株式会社	千円 50,000	% 100.00	合成樹脂成形品・金型の製造・販売 合成樹脂材料再生加工
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD. (注1・2)	千バーツ 250,000	% 95.97	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. (注1・3)	千リンギット 6,000	—	同上
NK MECHATRONICS CO.,LTD. (注1)	千バーツ 150,000	—	同上
NIPPO (HONG KONG) LTD.	千香港ドル 4,000	% 97.50	産業資材の卸売販売および合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO C&D CO.,LTD. (注1)	千バーツ 30,000	—	フレキシブルプリント配線板の加工
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD. (注1)	千米ドル 3,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO (SHANG HAI) LTD.	千人民元 4,138	% 100.00	産業資材の卸売販売および合成樹脂成形品の販売

- (注) 1. NK MECHATRONICS CO.,LTD.、NIPPO MECHATRONICS (M) SDN.BHD.、NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.及びNIPPO C&D CO.,LTD.は、当社の子会社であるNIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.が議決権比率の100.0%を所有する子会社であります。
2. NIPPO MECHATRONICS PARTS (THAILAND) CO.,LTD.はNIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.に社名変更しております。
3. NIPPO MECHATRONICS PARTS (MALAYSIA) SDN.BHD.はNIPPO MECHATRONICS (M) SDN.BHD.に社名変更しております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	品 目	商 品 名
産業資材関連事業	電気・電子材料	ワニス、半導体用封止材、プリント基板用銅張積層版
	電気・電子部品	セラミックス電子部品、プリント基板、磁性材部品
	工業材料	成形材料、各種特殊フィルム、金属素材
	工業部品	カーボン、セラミックス、焼結部品
	プラスチック部品	ポリイミドパーツ、特殊プラスチック加工部品等
プラスチック成形品関連事業	プラスチック成形品	自動車用エンブレパーツ、OA機器用エンブレパーツ、VTR用エンブレパーツ、カメラ用エンブレパーツ、精密機器用エンブレパーツ
	プラスチック成形組立部品	CD用ローディングメカ、カメラ用減速機、プリンター用機構部品等
	その他	熱可塑性プラスチック射出成形用金型、技術援助料収入等
その他事業	コンポジット商品	トラック用導風板、トラック用ツールボックス、FRPコンポジット材料
	R F I D 関連商品	I Cカード、I Cタグ、アパレルカード
	その他商品	半導体製造監視システム(R I S e - S y s t e m)、超音波洗浄機等

(8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大阪府吹田市	関 西 支 店	大阪府吹田市
本 部	愛知県名古屋市	北 陸 営 業 所	石川県金沢市
		姫 路 営 業 所	兵庫県姫路市
東 京 支 店	東京都千代田区	九 州 出 張 所	福岡県福岡市
東 北 営 業 所	宮城県仙台市	稲 沢 事 業 所	愛知県稲沢市
中 部 支 店	愛知県名古屋市	台 北 支 店	台 北 市
		浜 松 営 業 所	静岡県浜松市
		シンガポール支店	シンガポール市



(9) 従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
226名(19名増)	34才3ヶ月	9年10ヶ月

- (注) 1. 子会社への出向者(29名)を除いて表示しております。  
2. 従業員数は嘱託およびパート(72名)は除いております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,398百万円
株式会社愛知銀行	507百万円
株式会社三井住友銀行	228百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 8,297,580 株（うち自己株式 34,421 株）
- (3) 株主数 1,434 名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
クレディエットバンクエスエイルクセンブルシヨロース シリウスファントシヤハソホチュエティスサブファント	400 <sup>千株</sup>	4.84%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	396	4.79
日 邦 産 業 社 員 持 株 会	375	4.54
エイチエスピーシーバンクヒーエルシーアカウン トアトランティスシヤハソホロースファント	267	3.23
竹 田 和 平	240	2.90
田 中 貞 子	222	2.69
日 立 化 成 工 業 株 式 会 社	220	2.66
水 野 純 雄	214	2.60
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	196	2.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	179	2.17

(注) 出資比率は自己株式 (34,421 株) を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	日邦産業株式会社 2006 年 10 月発行 新株予約権証券(取締役用・監査役用)
保有人数 当社取締役(社外取締役を除く) 当社社外取締役 当社監査役	4名 1名 4名のうち3名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	取締役 45,000株 社外取締役 3,000株 監査役 7,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 20,600円 (株式1株当たり 206円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり 99,200円 (1株当たり 992円)
新株予約権の行使期間	平成21年11月1日から平成23年10月31日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、業務執行役員もしくは監査役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合には、この限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れおよびその他一切の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
有利な条件の内容	該当事項はない。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された

新株予約権の内容の概要

名 称	日邦産業株式会社 2006 年 10 月発行 新株予約権証券(業務執行役員および従業員用)
発行決議の日	平成 18 年 10 月 6 日
交付された者の人数 当社業務執行役員 当社従業員	6 名 249 名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	業務執行役員 30,000 株 従業員 107,600 株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 個当たり 99,200 円 (1 株当たり 992 円)
新株予約権の行使期間	平成 21 年 11 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、業務執行役員、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合には、この限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れおよびその他一切の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
有利な条件の内容	無償

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役

地 位 (担 当)	氏 名	他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 等
代表取締役社長	大 塚 眞 治	
常務取締役 (生産開発部門管掌)	白 崎 秋 雄	
常務取締役 (企画管理部門管掌)	笹 倉 健 一 郎	
取 締 役 (営業部門管掌)	長 田 旬 平	NIPPO (SHANG HAI) LTD. 董事長
取 締 役	田 中 喜 佐 夫	株式会社レイホー製作所 代表取締役 社長
常 勤 監 査 役	武 居 達 治	早稲田大学 総長室参事
監 査 役	寺 澤 弘	寺澤綜合法律事務所 所長
監 査 役	山 浦 和 之	山浦法律事務所 所長
監 査 役	石 川 讓 史	日立化成工業株式会社 営業本部副本部長兼関西支社長兼中国支店長

- (注) 1. 取締役 田中喜佐夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 武居達治ならびに監査役 寺澤弘、山浦和之、石川讓史は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成18年6月29日開催の第55回定時株主総会において、石川讓史が監査役に選任され就任いたしました。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 5名 138,893千円 (うち社外 1名 3,685千円)

監査役 4名 19,007千円 (うち社外 4名 19,007千円)

(注) 報酬等の額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。

##### (3) 社外役員に関する事項

###### ① 取締役 田中 喜佐夫

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社レイホー製作所代表取締役社長であり、株式会社レイホー製

作所と当社との間に特別な利害関係はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会 9 回の全て、また、当社の重要会議である当事業年度開催の経営協議会 11 回のうち 10 回および当事業年度開催の拡大経営協議会 2 回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第 426 条に基づく取締役等の責任免除に関する定め(定款第 25 条の 2)があり、当社は当該取締役との間で会社法第 427 条に定める賠償責任限定契約を締結しております。

② 監査役 武居 達治

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

早稲田大学総長室参事であり、早稲田大学と当社との間に特別な利害関係はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会 9 回の全て、当事業年度開催の監査役会 9 回の全て、また、当社の重要会議である当事業年度開催の経営戦略会議 12 回の全て、当事業年度開催の経営協議会 11 回の全ておよび拡大経営協議会 2 回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っ

ております。

オ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第426条に基づく取締役等の責任免除に関する定め(定款第34条の2)があり、当社は当該監査役との間で会社法第427条に定める賠償責任限定契約を締結しております。

③ 監査役 寺澤 弘

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

寺澤総合法律事務所所長であり、寺澤総合法律事務所と当社との間に特別な利害関係はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会9回の全て、当事業年度開催の監査役会9回の全て、また、当社の重要会議である当事業年度開催の拡大経営協議会2回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

オ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第426条に基づく取締役等の責任免除に関する定め(定款第34条の2)があり、当社は当該監査役との間で会社法第427条に定める賠償責任限定契約を締結しております。

④ 監査役 山浦 和之

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

山浦法律事務所所長であり、山浦法律事務所と当社との間に顧問弁護士契約を締結しております。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会 9 回の全て、当事業年度開催の監査役会 9 回の全て、また、当社の重要会議である当事業年度開催の拡大経営協議会 2 回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

オ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第 426 条に基づく取締役等の責任免除に関する定め(定款第 34 条の 2)があり、当社は当該監査役との間で会社法第 427 条に定める賠償責任限定契約を締結しております。

⑤ 監査役 石川 譲史

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

日立化成工業株式会社営業本部副本部長兼関西支社長兼中国支店長であり、日立化成工業株式会社と当社との間に産業資材の売買取引があります。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

平成 18 年 6 月 29 日以降当事業年度開催の取締役会 6 回の全て、平成 18 年 6 月 29 日以降当事業年度開催の監査役会 6 回の全て、また、当社の重要会議である平成 18 年 6 月 29 日以降当事業年度開催の経営協議会 8 回のうち 3 回および拡大経営協議会 2 回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。



## オ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第426条に基づく取締役等の責任免除に関する定め(定款第34条の2)があり、当社は当該監査役との間で会社法第427条に定める賠償責任限定契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

みずず監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

16百万円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

### (3) 会計監査人不再任の方針

当社都合およびみずず監査法人の事情を勘案し、会社法第338条の規定に基づき任期満了となる平成19年6月28日開催予定の当社第56期定時株主総会(以下「本定時株主総会」)においてみずず監査法人を再任しないこと、即ち、別段の決議として本定時株主総会第4号議案でもってあずさ監査法人選任の決議をして頂くことにしました。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役、業務執行役員および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンスに関する基本の方針として「コンプライアンス宣言」および「行動憲章」を採択し、業務遂行上遵守すべき規範を「コンプライアンス規程」として制定した。

イ. 取締役会は、各取締役の職務執行を監督し、取締役は業務執行役員および使用人の業務執行を監督する。監査役は、取締役の職務執行を監査する。

ウ. コンプライアンス推進体制の構築、コンプライアンス研修の実施、社内通報制度、内部監査等を通じて、コンプライアンスの推進、徹底を図る。

#### ② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア. 法令、社内諸規定に従い、議事録その他重要文書を保存、管理し、法令により閲覧に供すべきものはすみやかに開示する。

イ. 企業秘密情報については管理責任者を置き、同情報の漏洩、内・外部からのアクセスを防止する。

ウ. 社内規定により、個人情報の保護に努める。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 経営戦略会議の下に「内部統制委員会」を設置し、内部統制システムを構築、運用するとともに、リスク管理を行なう。同委員会委員長には社長が当たる。

イ. リスク管理の基本規程として「リスク管理基本規程」を制定する。それに伴い、個別のリスク毎に管理マニュアルを作成し、リスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの的確な対応、すみや

かな回復を図る。

④ 取締役、業務執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ア. 経営戦略、中長期計画、その他重要課題等の審議決定は、常勤取締役と常勤監査役から成る「経営戦略会議」で行なう。開催頻度は毎月1回以上とする。
- イ. 事業本部制への移行により、業務執行役員の業務責任を明確にし、各事業本部の業務執行については、管理本部長には取締役が、その余の事業本部長には業務執行役員が各就任する。
- ウ. 常勤取締役は「経営協議会」に出席し、全取締役は「拡大経営協議会」に出席し、業務執行役員等使用人の業務執行状況を監督する。開催頻度は「経営協議会」は毎月1回、「拡大経営協議会」は半年に1回とする。

⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 経営企画部内に連結対象となる関係会社の監理担当者を置き、社内規定に基づき、関係会社を管理する。
- イ. 関係会社には当社の役職員が取締役として就任し、業務遂行を指揮監督する。
- ウ. 当社の内部監査室により関係会社の監査を行なう。

⑥ 監査役の職務を補助する使用人について

監査役の職務を補助するための使用人は当面置かないものの、監査役が補助使用人を必要とするときには、これを置くものとする。その補助使用人は、取締役から独立していることが担保されるものとする。

⑦ 取締役、業務執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 取締役会には全監査役が出席し、経営戦略会議、経営協議会等当社の重要会議には常勤監査役が出席し、取締役の職務執行状況につき報告

を受ける。

イ. 社内通報制度による通報情報は、すみやかに監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

ア. 内部監査室は、監査計画および監査結果を監査役に報告し、監査役監査の参考に資する。

イ. 監査役監査の有効性を確保するため、取締役、業務執行役員および社員から監査役への報告に関する社内規定を整備する。

(2) 平成 19 年度財務報告に係る内部統制構築の基本的計画及び方針

当社は、平成 18 年 5 月 18 日の取締役会において「内部統制システムに関する基本的な考え方」を決議致しました。その後 6 月 14 日に金融庁より公布された「金融商品取引法」、及び平成 19 年 2 月 15 日に同じく金融庁より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に基づき、財務報告に係る内部統制を全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施するため、平成 19 年 3 月 31 日までに「内部統制システムに関する基本的な考え方」に加えて、「平成 19 年度財務報告に係る内部統制構築の基本的計画及び方針」を策定し、平成 19 年 5 月 18 日取締役会で承認されました。

① 適正な財務報告を実現するために構築すべき内部統制の方針・原則、範囲及び水準

ア. 方針・原則

当社は、内部統制の構築にあたり、当社の経営理念である「会社の繁栄と社員の幸福の増進」「社会の恩恵に報いること」を念頭に置き、「会社法」「金融商品取引法」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」の趣旨に基づき、正確にして適切に

対応する。

特に適正な連結財務報告を迅速に作成するため、本社経理部や業務部等担当部の業務プロセス上の障害に対して統制するのみならず、経営、営業等の他、海外関係会社も含めた全社的な内部統制を構築する。またこれら統制策の検討及び選択に当たっては、内部統制の6つの基本的要素を十分かつバランス良く満たすことに配慮する。

#### イ. 範囲及び水準

- a 財務諸表の勘定科目
- b 事業所
- c 有価証券報告書項目
- d 主要な業務プロセス

#### ② 内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者及び全社的な管理体制

- a 内部統制委員会（委員長：社長、委員：常勤取締役及び常勤監査役）  
内部統制システム構築に係る決定機関
- b 内部統制構築プロジェクト（統括責任者：管理本部長）  
内部統制委員会の指示を受け、内部統制システム構築の企画、運営、評価等を行なう機関

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年5月18日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を本定時株主総会に諮ることとし、本定時株主総会の第5号議案として提案することを決議いたしました。

本プランの内容については、本定時株主総会の株主参考書類47頁から64頁をご参照下さい。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する配当を重要政策のひとつとして位置づけており、業績に連動した配当を基本としつつ、併せて配当性向、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。

今期におきましては、売上高が順調に推移し、当期純利益においても、前年同様の実績値の確保出来たことと、平成19年3月6日に創立55周年を迎えたことを契機に、株主の皆様のご支援にお応えするため、期末配当金を当初計画の1株当たり15円から5円増配し20円とさせていただく予定であります。

今後におきましては、安定した配当を継続することを前提とし、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に役立たせるため、内部留保資金を充実し、業績の向上に全力を傾注する所存でございます。

---

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式は、千株未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

平成19年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,277,152</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,139,402</b>
現金・預金	1,572,228	支払手形	350,507
受取手形	1,635,063	買掛金	5,228,751
売掛金	4,832,198	短期借入金	1,152,200
商製品	593,056	1年内返済長期借入金	532,500
原材料	69,566	1年内償還社債	90,000
繰延税金資産	31,365	未払金	215,862
短期貸付金	378,769	未払法人税等	23,791
未収入金	12,000	未払費用	89,455
その他	50,217	預り金	92,299
貸倒引当金	108,930	賞与引当金	199,503
	△6,244	その他	164,530
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,376,213</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,288,605</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,776,586</b>	社債	210,000
建物	1,258,273	長期借入金	601,200
構築物	137,777	退職給付引当金	458,974
機械装置	371,876	再評価に係る繰延税金負債	5,300
車輜運搬具	71	その他	13,131
工具器具備品	278,467		
土地	727,831	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,428,007</b>
建設仮勘定	2,289		
<b>無形固定資産</b>	<b>250,736</b>	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	7,762	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,859,842</b>
ソフトウェア	242,974	資本金	3,137,754
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,348,890</b>	資本剰余金	2,343,068
投資有価証券	1,091,645	資本準備金	1,963,068
関係会社株式	799,672	その他資本剰余金	380,000
出資金	21,830	利益剰余金	2,398,468
関係会社出資金	16,635	利益準備金	123,725
長期貸付金	2,594,629	その他利益剰余金	2,274,743
敷営業保証金	83,486	別途積立金	2,740,000
破産更生債権等	474,458	繰越利益剰余金	△465,256
長期未収入金	80,499	自己株式	△19,448
繰延税金資産	300,000	<b>評価・換算差額等</b>	<b>359,900</b>
長期前払費用	14,128	その他有価証券評価差額金	353,162
その他	5,023	土地再評価差額金	6,737
貸倒引当金	13,550	<b>新株予約権</b>	<b>5,615</b>
	△146,668	新株予約権	5,615
<b>資 産 合 計</b>	<b>17,653,366</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,225,358</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>17,653,366</b>

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成18年4月 1日  
至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		<b>30,623,419</b>
売 上 原 価		26,726,453
売 上 総 利 益		<b>3,896,965</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,146,846
営 業 利 益		<b>750,118</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	109,259	
仕 入 割 引	25,596	
為 替 差 益	22,770	
賃 貸 不 動 産 収 入	24,142	
そ の 他	40,994	222,763
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	120,396	
賃 貸 不 動 産 原 価	10,394	
そ の 他	17,123	147,914
経 常 利 益		<b>824,968</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	97,416	
関 係 会 社 清 算 益	4,564	
新 株 予 約 権 戻 入 益	32	102,013
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	8,619	
減 損 損 失	61,416	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	46,524	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	76,278	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	36,680	229,519
税 引 前 当 期 純 利 益		<b>697,461</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		38,746
法 人 税 等 調 整 額		△41,084
当 期 純 利 益		<b>699,799</b>

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(自平成18年4月1日)  
(至平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	3,137,754	1,963,068	380,000	2,343,068	123,725	1,790,000	1,226,987	3,140,712	△15,149	8,606,385
事業年度中の変動額										
利益処分による剰余金の配当							△124,014	△124,014		△124,014
別途積立金の積立						950,000	△950,000			—
当期純利益							699,799	699,799		699,799
自己株式の取得									△4,299	△4,299
土地再評価差額金の取崩							△1,318,028	△1,318,028		△1,318,028
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計						950,000	△1,692,243	△742,243	△4,299	△746,542
平成19年3月31日残高	3,137,754	1,963,068	380,000	2,343,068	123,725	2,740,000	△465,256	2,398,468	△19,448	7,859,842

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	448,008	△1,311,290	△863,282	—	7,743,102
事業年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当					△124,014
別途積立金の積立					—
当期純利益					699,799
自己株式の取得					△4,299
土地再評価差額金の取崩					△1,318,028
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△94,845	1,318,028	1,223,182	5,615	1,228,798
事業年度中の変動額合計	△94,845	1,318,028	1,223,182	5,615	482,255
平成19年3月31日残高	353,162	6,737	359,900	5,615	8,225,358

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## (個別注記表)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準 子会社株式…移動平均法による原価法  
及び評価方法 その他有価証券  
時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時  
価法(評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は移  
動平均法により算定)  
時価のないもの…移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準 商 品…移動平均法による原価法  
及び評価方法 製 品…総平均法による原価法  
原 材 料…移動平均法による原価法
- (3) 固定資産の 有 形 固 定 資 産…主として定率法(ただし、平成 10  
減価償却の方法 年 4 月 1 日以降に取得した建物  
(建物附属設備を除く)は定額法)  
無 形 固 定 資 産…ソフトウェアについては、社内  
における利用可能期間(5年)に基  
づく定額法
- (4) 引当金の計上基準 貸 倒 引 当 金…債権の貸倒による損失に備える  
ため、一般債権については過去  
の一定期間における貸倒実績か  
ら算出した貸倒実績率による繰  
入額を、貸倒懸念債権等特定の  
債権については個別に回収可能  
性を検討し、回収不能見込額を  
計上しております。  
賞 与 引 当 金…従業員の賞与の支給に充てるた  
め、支給対象期間に基づく賞与  
支給見込額を計上しております。  
退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるた  
め、退職給付債務から年金資産  
を控除した額を計上しております。

- (5) リース取引の処理方法      リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) ヘッジ会計の方法              特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
- (7) 消費税等の会計処理方法      税抜方法によっております。

(会計方針の変更)

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は8,219,742千円であります。

(2) スtock・オプション等に関する会計基準等

当事業年度より、「Stock・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「Stock・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

これにより、株式報酬費用5,648千円が費用として計上され、営業利益、経常利益が5,648千円、税引前当期純利益が5,615千円減少しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産      ① 担保に供している資産

及び担保に係る債務	土地	4,930千円
	投資有価証券	711,515千円

② 担保に関わる債務

短期借入金	934,150千円
長期借入金	464,400千円
買掛金	2,026,595千円
子会社の銀行借入金	100,000千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 1,597,676 千円

(3)保証債務

①NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.の  
借入金 100,000 千円

②NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.の  
割賦・延払契約 65,628 千円  
(うち外貨555千米ドル)

③NHメカトロニクス株式会社の買掛金 60,754 千円

(4)受取手形債権譲渡残高 200,000 千円

(上記金額の20%を上限として取立不能等の場合に買取義務を負っております。)

(5)関係会社に対する  
短期金銭債権 676,225 千円  
金銭債権債務 長期金銭債権 2,624,345 千円  
短期金銭債務 68,104 千円

(6)土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った土地の期末に  
おける時価と再評価後の帳簿  
価額との差額  $\Delta$ 272 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高  
売上高 858,725 千円  
売上原価 411,114 千円  
販売費及び一般管理費 9,921 千円  
営業取引以外の取引高 83,901 千円

4. 株主資本変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 34,421 株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	186,159 千円
繰越欠損金	107,221 千円
賞与引当金	80,918 千円
有価証券評価損	55,331 千円
貸倒引当金	51,921 千円
減損損失	21,924 千円
その他	675,945 千円
繰延税金資産小計	1,179,419 千円
評価性引当額	<u>△571,019 千円</u>
繰延税金資産合計	<u>608,400 千円</u>

(繰延税金負債)

有価証券評価差額	<u>△215,501 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△215,501 千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>392,898 千円</u>

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	52,378 千円	29,175 千円	23,203 千円
その他(ソフトウェア)	22,710 千円	12,143 千円	10,566 千円
合計	75,088 千円	41,318 千円	33,770 千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	15,083 千円
1 年 超	19,086 千円
合計	<u>34,170 千円</u>

## 7. 関連当事者に関する注記

子会社等

属性	名称	資本金	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.	千パーツ 250,000	直接 95.97%	兼任 1名	当社製品の 販売 当社部品の 購入	資金の 貸付	830,680	長期貸付金	2,415,242
						利息の 受取	56,646	未収入金	11,212
						株式売却 代金	-	長期未収入金	300,000

(注) 取引及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。
2. 株式売却代金については、無利息としております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 994円75銭

1株当たり当期純利益 84円67銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

平成 19 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,319,160</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,134,184</b>
現金及び預金	3,151,568	支払手形及び買掛金	6,627,269
受取手形及び売掛金	7,456,082	短期借入金	1,256,473
たな卸資産	939,521	1年内返済長期借入金	532,500
繰延税金資産	378,769	1年内償還社債	90,000
未収入金	125,905	未払法人税等	137,786
その他	274,267	賞与引当金	209,585
貸倒引当金	△6,954	その他	1,280,570
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,013,523</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,404,478</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,647,463</b>	社 債	210,000
建物及び構築物	2,967,468	長期借入金	601,200
機械装置及び車輛運搬具	1,905,270	退職給付引当金	501,854
工具器具備品	401,966	繰延税金負債	5,126
土地	960,853	再評価に係る繰延税金負債	47,820
建設仮勘定	411,905	その他	38,477
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>250,736</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,538,663</b>
電話加入権	7,762	(純資産の部)	
ソフトウェア	242,974	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,389,809</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,115,323</b>	資 本 金	3,137,754
投資有価証券	1,093,177	資 本 剰 余 金	2,343,068
繰延税金資産	146,602	利 益 剰 余 金	3,928,435
その他	975,344	自 己 株 式	△19,448
貸倒引当金	△99,801	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>243,928</b>
		その他有価証券評価差額金	353,162
		土地再評価差額金	69,051
		為替換算調整勘定	△178,285
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>5,615</b>
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>154,666</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,794,020</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>21,332,684</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>21,332,684</b>

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 平成18年4月 1日)  
(至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		<b>40,419,265</b>
売 上 原 価		35,178,997
売 上 総 利 益		<b>5,240,268</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,106,876
営 業 利 益		<b>1,133,391</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	63,566	
仕 入 割 引	25,600	
為 替 差 益	371,804	
そ の 他	143,445	604,416
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	135,097	
そ の 他	25,411	160,508
経 常 利 益		<b>1,577,299</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	99,499	
関 係 会 社 清 算 益	50,409	
新 株 予 約 権 戻 入 益	32	149,940
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	9,352	
減 損 損 失	137,840	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,126	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,000	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	9,999	160,318
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		<b>1,566,920</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		237,658
法 人 税 等 調 整 額		△68,726
少 数 株 主 利 益		20,307
当 期 純 利 益		<b>1,377,681</b>

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(自平成18年4月1日  
至平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	3,137,754	2,203,326	2,760,039	△15,149	8,085,971
連結会計年度中の変動額					
連結子会社減少に伴う資本剰余金の増加高		139,741			139,741
連結子会社減少に伴う利益剰余金の減少高			△139,741		△139,741
利益処分による剰余金の配当			△124,014		△124,014
当期純利益			1,377,681		1,377,681
自己株式の取得				△4,299	△4,299
土地再評価差額金の取崩			54,470		54,470
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		139,741	1,168,395	△4,299	1,303,837
平成19年3月31日残高	3,137,754	2,343,068	3,928,435	△19,448	9,389,809

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高	448,008	147,172	△317,443	277,736	—	137,898	8,501,606
連結会計年度中の変動額							
連結子会社減少に伴う資本剰余金の増加高							139,741
連結子会社減少に伴う利益剰余金の減少高							△139,741
利益処分による剰余金の配当							△124,014
当期純利益							1,377,681
自己株式の取得							△4,299
土地再評価差額金の取崩							54,470
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△94,845	△78,121	139,158	△33,808	5,615	16,768	△11,423
連結会計年度中の変動額合計	△94,845	△78,121	139,158	△33,808	5,615	16,768	1,292,413
平成19年3月31日残高	353,162	69,051	△178,285	243,928	5,615	154,666	9,794,020

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## (連結注記表)

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………8社

NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.

NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD.

NK MECHATRONICS CO.,LTD.

NIPPO C&D CO.,LTD.

NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.

NIPPO (HONG KONG) LTD.

NIPPO (SHANG HAI) LTD.

N H メカトロニクス株式会社

連結子会社の異動

エヌ・アイ・ヴィ株式会社は、清算終了に伴い連結の範囲より除外しております。なお、清算終了までの損益は連結しております。

非連結子会社……1社

エヌティスクウェア株式会社

上記非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。

なお、NIPPO SANGYO (THAILAND) CO., LTD. は清算終了により、NIPPO MEC LTD. はNIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD. への吸収合併により消滅しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社1社は当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法は適用していません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致し、在外連結子会社の事業年度末日は、12月末日となっております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準 　　その他有価証券  
　　及び評価方法 　　時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく  
　　　　　　　　　　　時価法(評価差額は全部純資産  
　　　　　　　　　　　直入法により処理し、売却原価  
　　　　　　　　　　　は移動平均法により算定)  
　　　　　　　　　　　時価のないもの…移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準 商 品…移動平均法による原価法  
　　及び評価方法 製 品…総平均法による原価法。ただ  
　　　　　　　　　　　し、一部の在外連結子会社は、  
　　　　　　　　　　　総平均法による低価法  
　　　　　　　　　　　原 材 料…移動平均法による原価法。ただ  
　　　　　　　　　　　し、一部の在外連結子会社は、  
　　　　　　　　　　　先入先出法による原価法また  
　　　　　　　　　　　は総平均法による低価法
- (3) 重要な減価償却資産の 有 形 固 定 資 産…当社及び国内連結子会社は、主  
　　減価償却の方法 として定率法(ただし、平成  
　　　　　　　　　　　10年4月1日以降に取得した  
　　　　　　　　　　　建物(建物附属設備を除く)は、  
　　　　　　　　　　　定額法)。在外連結子会社は主  
　　　　　　　　　　　として定額法を採用しております。  
　　　　　　　　　　　無 形 固 定 資 産…ソフトウェア(自社利用分)に  
　　　　　　　　　　　ついては、社内における利用可  
　　　　　　　　　　　能期間(5年)に基づく定額法  
　　　　　　　　　　　を採用しております。
- (4) 重要な引当金の 貸 倒 引 当 金…債権の貸倒による損失に備え  
　　計上基準 るため、一般債権については過  
　　　　　　　　　去の一定期間における貸倒実  
　　　　　　　　　績から算出した貸倒実績率に  
　　　　　　　　　よる繰入額を、貸倒懸念債権等  
　　　　　　　　　特定の債権については個別に回  
　　　　　　　　　収可能性を検討し、回収不能見  
　　　　　　　　　込額を計上しております。

賞与引当金…一部の在外連結子会社を除き、従業員の賞与の支給に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付の支給に充てるため、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

- (5) 重要なリース取引の  
処理方法      リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。  
ただし、在外連結子会社については通常の売買取引に準じた会計処理によっております。
- (6) ヘッジ会計の方法      特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
- (7) 消費税等の  
会計処理方法      税抜方式によっております。

## 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

## 6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、5年間で均等償却しております。

ただし、重要性の乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

## 7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

### (1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。  
これまでの資本の部の合計に相当する金額は9,633,737千円であります。

### (2) ストック・オプション等に関する会計基準等

当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。  
これにより、株式報酬費用5,648千円が費用として計上され、営業利益、経常利益が5,648千円、税金等調整前当期純利益が5,615千円減少しております。

### (3) 企業結合に係る会計基準等

当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。  
これによる損益に与える影響はありません。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保による債務

#### ① 担保提供資産

土 地	4,930千円
投 資 有 価 証 券	711,515千円
計	716,446千円

#### ② 担保提供資産の対応する債務

支払手形及び買掛金	2,026,595千円
短 期 借 入 金	934,150千円
長 期 借 入 金(1年内返済予定を含む)	464,400千円
計	3,425,145千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,118,512 千円

3. 受取手形債権譲渡残高 200,000 千円

(上記金額の20%を上限として取立不能等の場合に買取義務を負っております。)

#### 4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △54,736 千円

### III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,297,580 株

#### 2. 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	124,014 千円	15 円	平成18年3月31日	平成18年6月30日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	165,263 千円	20 円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

### IV. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,165 円 87 銭

1株当たり当期純利益 166 円 68 銭

### V. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 5 月 25 日

日邦産業株式会社  
取締役会 御中

みすず監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安井金丸 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴木賢次 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、日邦産業株式会社の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 56 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 5 月 25 日

日 邦 産 業 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

みすず監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 井 金 丸 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 賢 次 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、日邦産業株式会社の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日邦産業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 56 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が監査したところに基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

当監査役会は、会社法第 362 条第 4 項 6 号の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条に定める体制」に関する取締役会決議の内容並びに該当決議に基づき整備された内部統制システムの状況について、監視及び検証をしました。

当監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、重要な事項の決議に立ち会い、更に取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において取締役の職務の執行状況を調査いたしました。会社法施行規則第 127 条の株式会社の支配に関する基本方針は取締役会のみで決議したのではなく、本定時株主総会の議案として提案するものであることを確認しました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するためのその他の体制」（会社計算規則第 159 条 3 号に掲げる事項）として「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って監査をしている旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに準拠する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針については、指摘すべき事項は認められません。
- 五 株式会社の支配に関する基本方針が、本定時株主総会の議案とされたことは相当であると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人みずず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人みずず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 19 年 5 月 31 日

日邦産業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 武居達治 ㊟

監査役 寺澤弘 ㊟

監査役 山浦和之 ㊟

監査役 石川譲史 ㊟

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成 18 年 9 月 1 日付で、みずず監査法人に名称変更）は平成 15 年 5 月 10 日付で金融庁より平成 18 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの 2 ヶ月間の業務停止処分を受けたことにより、平成 18 年 7 月 1 日をもって会計監査人としての資格を喪失したため退任いたしました。これに伴い、会社法第 346 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、平成 18 年 8 月 9 日開催の監査役会の決議により平成 18 年 9 月 1 日付をもって同監査法人を当社の一時会計監査人として選任いたしました。
2. 監査役 武居達治並びに寺澤弘、山浦和之、石川譲史は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する配当を重要政策のひとつとして位置づけており、業績に連動した配当を基本としつつ、併せて配当性向、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。この方針に基づき、当事業年度の株主配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分にに関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 700,000,000 円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 700,000,000 円

#### 2. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は165,263,180円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成19年6月29日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

機動的な資本政策の遂行を可能とするため、授權株式数を変更案第5条（発行可能株式総数）のとおり20,000,000株から30,000,000株に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示す）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000株</u> とする。	第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000株</u> とする。

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって現在の取締役全員(5名)は任期満了となります。  
つきましては、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	大塚 眞 治 (昭和22年 10月24日生)	昭和46年 3月 当社入社 平成 2年 4月 当社経営管理本部長就任 平成 3年 6月 当社取締役経営管理本部長就任 平成12年 5月 コーポリマー化工株式会社(現、NHメカトロニクス株式会社) 取締役就任 平成13年 5月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成13年12月 コーポリマー化工株式会社(現、NHメカトロニクス株式会社) 代表取締役社長就任 平成14年 1月 NK MECHATRONICS CO.,LTD. 取締役就任 平成14年 1月 NIPPO MECHATRONICS PARTS (THAILAND) CO.,LTD. (現、NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.) 取締役就任 平成14年 2月 NIPPO MECHATRONICS PARTS (MALAYSIA) SDN. BHD. (現、NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD.) 取締役就任 平成14年 2月 NIPPO SANGYO (THAILAND) CO.,LTD. 取締役就任 平成14年 4月 エヌティスクウェア株式会社代表取締役社長就任 平成14年10月 NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD. 会長就任	164,390 株
2	白崎 秋 雄 (昭和24年 11月1日生)	昭和43年 4月 当社入社 平成 4年 4月 当社東京営業所長就任 平成 9年 4月 当社東京営業本部長就任 平成12年10月 当社執行役員東京営業本部長就任 平成13年 6月 当社取締役就任 平成13年12月 コーポリマー化工株式会社(現、NHメカトロニクス株式会社) 取締役就任 平成15年 6月 当社常務取締役就任(現任) 平成18年 4月 当社生産開発部門管掌就任(現任)	57,000 株
3	笹倉 健 一 郎 (昭和22年 5月3日生)	平成14年 6月 当社入社管理本部長就任 平成15年 6月 当社取締役管理本部長就任 平成16年 8月 日邦アミューズメント株式会社取締役就任 平成17年 6月 当社常務取締役就任(現任) 平成18年 4月 当社企画管理部門管掌就任(現任)	80,000 株
4	長 田 旬 平 (昭和29年 6月13日生)	昭和52年 4月 当社入社 平成12年 4月 当社関西営業本部長大阪営業所長就任 平成14年 4月 当社商事部門営業本部営業本部長就任 平成15年 6月 当社取締役就任(現任) 平成15年11月 NIPPO (SHANG HAI) LTD. 董事長就任(現任) 平成16年 8月 日邦アミューズメント株式会社取締役就任 平成18年 4月 当社営業部門管掌就任(現任)	29,000 株
5	田 中 喜 佐 夫 (昭和32年 11月22日生)	昭和58年 8月 株式会社レイホー製作所入社 平成 元年 5月 株式会社レイホー製作所取締役工場長就任 平成13年 9月 株式会社レイホー製作所代表取締役社長就任(現任) 平成17年 6月 当社取締役就任(現任)	66,485 株

(注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別な利害関係はありません。

2. 取締役候補者の田中喜佐夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

#### 第4号議案 会計監査人1名選任の件

当社の会計監査人でありましたみすず監査法人（平成18年9月1日付で「中央青山監査法人」から名称変更）は、金融庁より業務停止処分を受けましたことから、平成18年7月1日をもって、当社の会計監査人としての資格を一旦喪失しております。

当社は、平成18年8月9日の監査役会におきまして、一時会計監査人としてみすず監査法人を選任致し、現在に至っておりますが、会社法第329条第1項の規定に基づき、会計監査人の選任を求めるものであります。

なお、本議案の提出にあたっては監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	あずさ監査法人	
事 務 所	主たる事務所 東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさセンタービル	
沿 革	昭和60年7月1日 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月1日 井上斎藤英和監査法人(昭和53年4月5日設立) と合併し、名称を朝日監査法人とする。 平成16年1月1日 あずさ監査法人(平成15年2月26日設立) と合併し、名称をあずさ監査法人とする。	
概 要 (平成19年 3月31日現在)	出 資 金	3,300百万円
	構 成 人 員	公 認 会 計 士 1,700名 (うち代表社員232名、社員196名)
		会 計 士 補 752名
		新試験合格者 374名
		そ の 他 職 員 877名
	合 計	3,703名

## 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針承認の件

当社は、平成19年5月18日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の具体的な内容を決定いたしました。本プランの具体的な内容は、(47頁～64頁)をご参照下さい。

本プラン導入にあたっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本プラン導入のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの具体的な内容を決定した上記取締役会には、当社社外監査役3名が出席し、その全員が、本定時株主総会における株主の皆様のご承認および本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として本プランに賛同しております。(平成19年5月18日開催の当社取締役会に出席出来なかった社外監査役1名においても、追認にて賛同を得ております。)

また、本議案が、本総会に出席した株主の議決権の過半数の賛成をもって承認された場合、本プランの有効期間は本定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。なお、有効期限後といえども、有効期間内に本プラン発動の対象となる買付等がなされた場合は、その限りではありません。

ここでいう「大規模買付行為」とは、

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

をいいますが、いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。また、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

- 
- 1 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
  - 2 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。
  - 3 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
  - 4 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。
  - 5 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
  - 6 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
  - 7 証券取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

## 1. 本プラン導入の目的

### (1) 基本的な事業運営の考え方

当社グループは、メーカー機能を持った工業部品・産業資材の専門商社として、お客様の顕在化したニーズだけでなく、潜在ニーズを発掘し、最適な素材と加工方法を選び、地球環境に配慮した高品質な材料、部品、ユニット、製品、サービスを創り出す「テクニカル・コーディネーター(Technical Coordinator)」を事業アイデンティティとしております。

このようにメーカー機能を持った専門商社として、数多くのビジネスパートナーとのネットワークを構築することで、他社にまねのできない数多くの取扱商品(素材、材料)に、当社グループの技術力をプラスして、開発から量産まで一貫したサービスを提供しております。

こうした活動を通じ、当社グループの技術力・対応力、さらには企業価値を向上させ、成長し続ける「グローバルソリューションカンパニー」を目指して参ります。

### (2) 本プラン導入の必要性

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社グループが構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、“お客様のニーズや問題を解決する活動”“品質・ものづくりへのこだわり”、及び、“お客様との信頼関係を向上させる活動”が必要不可欠であり、IR活動の強化に加えて、オープンな株主総会の運営等にも努めてまいりました。このような株主の皆様との信頼関係が、現在の当社の資本の大きな支えになっていると確信しております。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により、中長期的に確保され向上させられない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見

据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

現在の当社株主構成には固定的大株主は存在せず、当社株式は多くの株主の皆様へ分散して保有されておりますので、今後大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、上記必要性に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただけることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。なお、当社は、本日現在、当社株式の大量買付にかかる提案等を一切受けておりませんので申し添えます。本プラン全体の概要については別紙1をご参照ください。

## 2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、① 事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、② 取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

### (1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

### (2) 大規模買付者からの情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。



- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、調達方法、担保提供の有無、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。なお、取締役会が、大規模買付者からの必要情報の提供が完了したと判断した場合には法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

### (3) 取締役会による検討期間

大規模買付者は、取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後のみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買

付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると取締役会が判断した場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社社外監査役全員の賛同を得ることを条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

## (3) 本新株予約権の無償割当て

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てます。当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

なお、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

## (4) 本新株予約権の無償割当の概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです(本新株予約権の無償割当ての詳細については別紙2「新株予約権の要項」ご参照)。

### (a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

- (b) 割当対象株主  
割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数  
本新株予約権1個の目的である株式<sup>8</sup>の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。
- (f) 本新株予約権の行使の期間  
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(i)の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。
- (g) 本新株予約権の行使条件  
(Ⅰ)特定大量保有者、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙2「新株予約権の要項」をご参照下さい。

---

8 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、上記に用いられた用語の定義及び詳細については、別紙2「新株予約権の要領」をご参照ください。

**(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更**

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。なお、有効期限後といえども、有効期間内に本プラン発動の対象となる買付等がなされた場合は、その限りではありません。

ただし、有効期間の内であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

当社は、本プランの廃止等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

**4. 本プランの合理性**

**(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、株式会社ジャスダック証券取引所が平成18年3月31日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」に合致している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされています。

(2) **株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)**

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本プランを導入させて頂く予定です。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

(3) **合理的な客観的要件の設定**

本プランは、上記(4)「本新株予約権の無償割当の概要」に記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) **外部専門家の意見の取得**

買付者等が出現すると、取締役会は外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など。)の助言を受けることとしています。これにより、判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(5) **デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと**

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、本プランの有効期間は、本プラン導入にかかる定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までのため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

**5. 株主等の皆様への影響**

(1) **本プランの導入時株主及び投資家の皆様に与える影響**

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) **本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響**

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保

有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

#### (a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、名義書換を済ませていない株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

#### (b) 本新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権

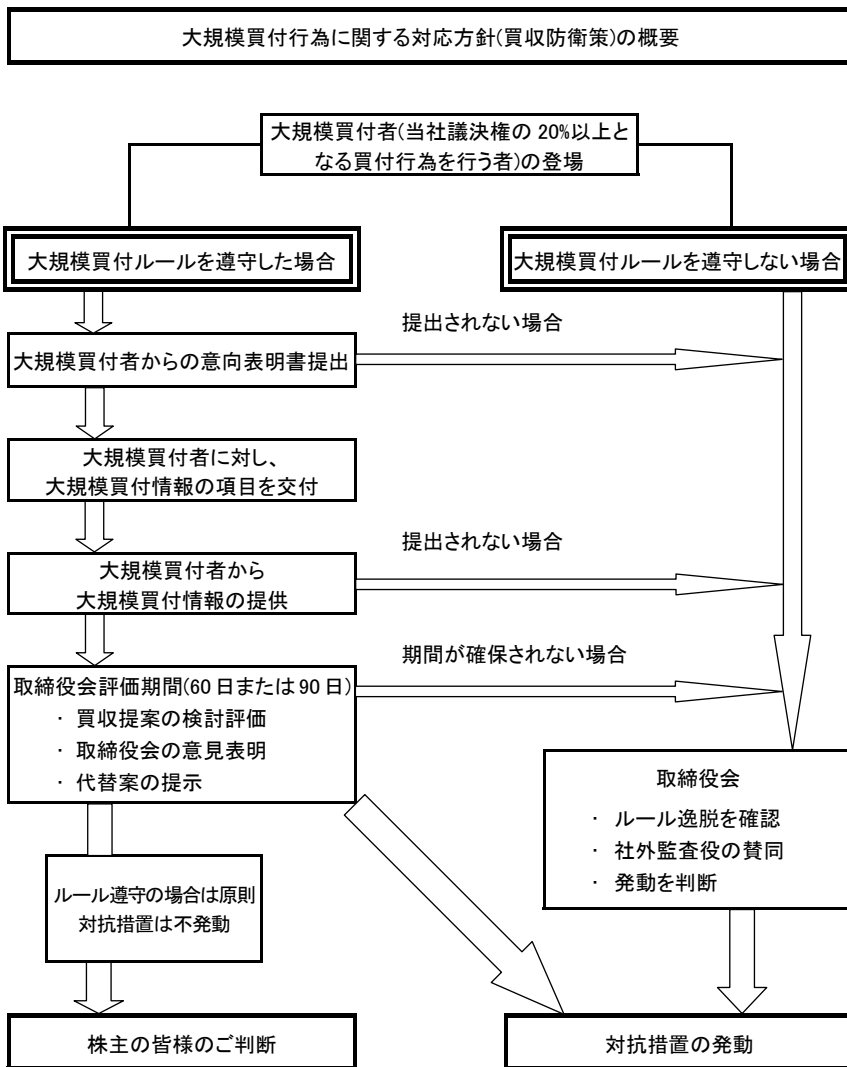
1 個につき、1 株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。





## 新株予約権の要項

### (1) 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行決議（以下「新株予約権発行決議」という。）において当社取締役会が割当期日として定める日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

### (2) 募集方法

割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

### (3) 申込期間・発行日

新株予約権発行決議において当社取締役会が定める。

### (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

#### 1) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

#### 2) 新株予約権の目的となる株式の数

- (i) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (ii) 調整後対象株式数は、株式分割の場合は株主割当日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項各号に規定する一定の期間満了日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 上記(i)に定めるほか、合併、会社分割等を行う場合その他これらに準ずる場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、合併、会社分割等の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

### (5) 各新株予約権の発行価格

無償とする。

### (6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、新株予約権の行使に際して払込

みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。

- (7) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所  
新株予約権発行決議において当社取締役会が定める。

- (8) 新株予約権の行使期間

新株予約権の発行日（但し、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権発行決議において当社取締役会が定める期間とする。但し、(10)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する日を除く。また、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

- (9) 新株予約権の行使条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) その共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) その特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- (i) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者もしくは20%以上であると当社取締役会が認めた者をいう。
- (ii) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- (iii) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
- (iv) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。

- (v) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
- ② 当社を支配する意図がなく上記1) (i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であつて、かつ、上記1) (i)に記載する要件に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1) (i)に記載する要件に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) (i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準抛法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準抛法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社が認めない場合には本新株予約権を行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準抛法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合（以下「準抛法行使禁止事由」という。）には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売はジャスダック証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合

に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記 (i) 及び (ii) を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 5) 新株予約権を有する者が本(9)の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

#### (10) 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会の決定により、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、当該取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権（但し、上記(9)1)及び2)の規定に従い新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）を取得することができるものとし、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとする。

#### (11) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

新株予約権発行決議において当社取締役会が定める。

#### (12) 株式交換・株式移転の場合の新株予約権に係る義務の承継

割当日後において、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において行使されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に以下の決定方針に基づき承継させることができる。但し、新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある株式交換契約書又は株式移転の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- ① 承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式
- ② 承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 承継された各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- ④ 承継された新株予約権の権利行使期間、その際の権利行使の条件等  
上記(8)及び(9)等に準じて、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。なお、新株

予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(9)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記(9)1)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(17)2)①ないし④の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

なお、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、会社法の規定に従い、当該時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社は、当社が新株予約権発行決議において定める決定方針に基づき新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができるものとする。

(13) 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない類

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本に組入れるものとし、資本に組入れない額は零円とする。

(14) 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(新株予約権者が上記(9)1)(i)ないし(iv)に記載する者でないことについての表明保証条項、補償条項及び違約金条項等を含む書式によるものとする。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類並びに会社法、証券取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)並びに(新株予約権に係る新株予約権証券(以下「新株予約権証券」という。)が発行された場合には)新株予約権証券を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するものとし、かつ(新株予約権証券が発行された場合には)当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権証券に記載するか、残余の新株予約権の個数を表章する新株予約権証券を当該新株予約権者に交付するものとする。

(15) 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、上記(14)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類並びに(新株予約権証券が発行された場合には)新株予約権証券が払込取扱場所に到着した時とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約

権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 新株予約権行使により発行した株式の配当金又は中間配当金

新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する最初の配当金又は中間配当金は、新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間の初めに新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(17) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(9)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記(9)1)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
  - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記②ないし④)に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。)が提出されているか否か
  - ② 譲渡人及び譲受人が上記(9)1)記載の(i)ないし(vi)のいずれにも該当しないことが明らかか否か
  - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
  - ④ 譲受人が上記(9)1)の規定により新株予約権を行使することができない者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(18) 新株予約権証券の発行制限

新株予約権証券は、新株予約権者の請求あるときに限り発行する。

(19) 新株予約権証券喪失の場合等

- 1) 新株予約権証券を喪失した者が、遅滞なくその記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手續をなし、除権決定の確定謄本を添えて代り証券の交付を請求したときは、当社は、この者に代り証券を交付することができる。但し、商法その他の関連法規が別段の規定を定める場合はそれに従う。
- 2) 新株予約権証券を毀損又は汚損したときは、当該証券を提出して代り証券の交付の請求をすることができる。この場合、当社は、当該証券と引き換えに代り証券を交付する。但し、その真贋の鑑別が困難なときは、上記1)を準用する。
- 3) 上記1)又は2)に基づいて代り証券を交付する場合には、当社は、これに要した実費を徴収する。

(20) 新株予約権者に対する通知

- 1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- 2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から 14 日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(21) 法令の改正等による修正

法令（会社法及び証券取引法を含む。）の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上



MEMO

MEMO

MEMO

## 〔第56期定時株主総会会場のご案内〕

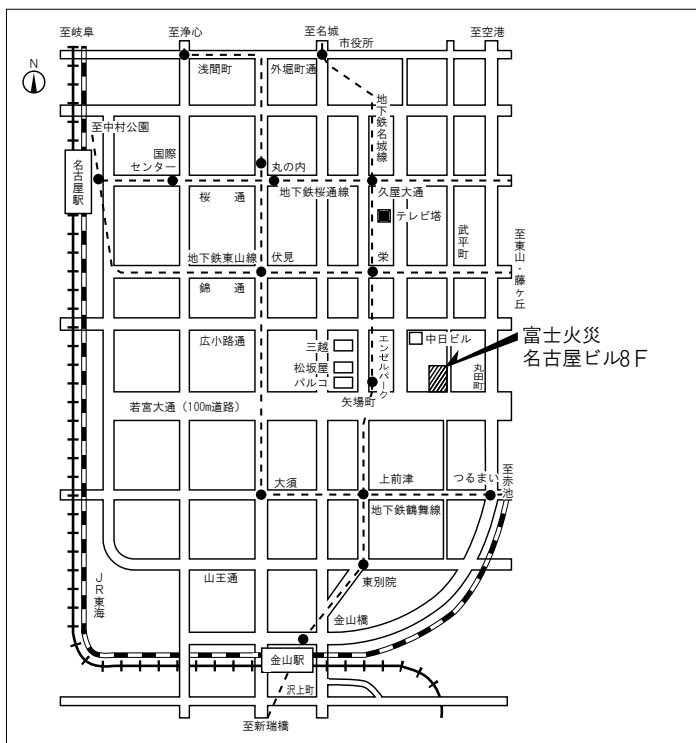
○会場：名古屋市中区栄五丁目 27 番 12 号

富士火災名古屋ビル8階 第1会議室

○交通：地下鉄—地下鉄名城線矢場町駅下車 3番出口より  
徒歩約5分

※ JR名古屋駅より地下鉄東山線栄駅で名城線に  
乗り換え矢場町駅まで約15分

### 〔会場付近略図〕



○お願い

駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い  
申し上げます。